

大阪広域環境施設組合告示第 10 号

労使関係に関する条例（平成 27 年条例第 27 号）第 6 条第 4 項の規定により、令和 6 年度における職務に専念する義務の免除の回数及び時間を次のとおり公表する。

令和 7 年 8 月 28 日

大阪広域環境施設組合管理者 横山 英幸

1. 時間内組合活動の状況について（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）

・回数、件数及び時間

組合名	本交渉等		
	回数	職務免除 許可件数	時間数
大阪市従業員労働組合	21 回	37 件	49 時間 35 分
大阪市職員労働組合	3 回	3 件	3 時間 00 分